

太陽光余剰電力買取約款

株式会社グリーンエナジーぐんま
令和7年10月1日実施

1. 本約款について

この約款は、当社がおお客様の発電余剰電力を買い取る際の料金、適用条件、手続き等を定めるものです。

2. 用語の定義

- (1) 発電余剰電力とは、お客様が「板倉ニュータウングリーンブロック入居の手引き」の規定に従って建築物の屋根に設置する太陽光発電設備からの発電電力のうち、お客様が消費する電力を上回った電力をいいます。
- (2) 買電量とは、当社がお客さまから買取りを行った発電余剰電力量をいいます。
- (3) 非化石価値等とは、エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用および化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成21年法律第72号）において非化石比率算定時に非化石電源として計上することが許容されている価値およびそのほかの非化石電源に由来する電気の持つ環境価値をいいます。
- (4) その他の用語については、原則として、本約款において特に定義されている場合を除き、当社の電気標準約款における用語と同一の意味で用いるものとします。

3. 適用条件

- (1) 本約款の適用に際しては、次の条件をすべて満たすことが必要です。
 - (ア) お客様が本約款を承諾の上で、太陽光余剰電力買取契約（以下、「買取契約」といいます。）に申込みいただくこと。
 - (イ) 受電地点が特定送配電事業である株式会社グリーンエナジーぐんまの供給区域内であること。
 - (ウ) 一般送配電事業者が定める託送供給等約款および託送供給等約款以外の供給条件等（以下、総称して「託送約款等」といいます。）における発電者に関する事項を遵守することにご承諾いただくこと。
 - (エ) 発電余剰電力量のみが、当社が設置する電力量計で計量できること。
 - (オ) 上記の他、当社が適当ではないと判断する状況が認められないこと。
- (2) 適用条件を満たさない場合、当社は買取契約の承諾をいたしません。
- (3) 契約後に適用条件を満たさなくなった場合には、当社は、12. 契約の終了に定める契約の解除及び7. 買電額の算定に定める買電額のお支払いを留保する等の必要な措置を取ることができるものとします。

4. 申込み

(1) 買取契約をご希望されるお客さまは、次の事項を明らかにして、当社所定の様式等により、当社に申込みいただきます。

- (ア) 発電場所の受電地点特定番号
- (イ) 発電者名義
- (ウ) 発電設備等の概要（受電電力、受電電気方式、受電電圧、パネル定格容量等）
- (エ) 買取開始希望日
- (オ) 買電額の振込先口座（原則として、本項(イ)の名義と同一であることを要します）
- (カ) その他必要な事項

- (2) 当社は、本項(1)の事項に不足がなく、かつ、お客様が3. 適用条件に定める条件をすべて満たしていると当社が判断した場合に、本項(1)の申込みを承諾します。
- (3) 当社は、申込み承諾後に、契約手続きを実施いたします。

5. 契約成立と契約期間

- (1) 買取契約は、4. 申込み(2)に定める当社が承諾した日をもって成立します。

- (2) 買取契約の買取開始日は、原則として、買取開始希望日以降最初に到来する月初の1日といたします。
- (3) 買取契約の契約期間は、需給契約が成立した日から、需給開始の日以降1年後の日までといたします。ただし、契約期間満了に先立って需給契約の終了日または変更がない場合には、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

6. 買電量の計量

- (1) 買電量は当社が行う検針により確定するものとします。
- (2) 買電量の単位は1キロワット時(kWh)とし、その端数は四捨五入します。

7. 買電額の算定 (1) 買電額は、買電量に買電単価を乗じて算定するものとします。

買電単価（消費税等相当額を含む）：8.5円/kWh

- (2) 買電額の単位は1円とし、その端数は切り上げます。
- (3) 本項(1)の単価には非化石価値等を含み、その価値は当社に帰属するものとします。
- (4) 買電額の算定期間は、原則として、託送約款等に定める、計量期間（前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間）、検針期間（前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間）または検針期間等（前月の検針日から当月の計量日の前日までの期間）とします。
- (5) 当社の責でない理由で検針不能な場合、買電額は0円として取り扱うことがあります。

8. 買電額の取り扱い

- (1) 買電額は毎月算定し、当社からの小売による電力料金から相殺するものとします。

9. 発電設備等

- (1) 発電設備等の維持管理はお客様の責任において行っていただきます。
- (2) お客様は、設備管理上で必要な場合には、当社の敷地立入りを承諾していただきます。
- (3) お客様は、発電設備の発電方式、発電設備容量等に変更を行うことはできません。

10. 契約内容等の変更

発電設備等に係る必要な連絡がある場合、買電額の振込先口座等のお客様の情報に変更がある場合等は、お客様は速やかに当社に連絡するものとします。

11. 買取りの停止

- (1) お客様が託送約款等で定められる事項を遵守していない場合、当社は買取りを一時的に停止することがあります。買取りの停止にあたり、当社は適当な処置を実施することができます。

12. 契約の終了

- (1) お客様は、当社以外の事業者と発電余剰電力の買取契約を締結することはできません。
- (2) 設備の故障など、やむを得ない場合は、当社と誠実な協議を行うものとします。

13. 契約の解除

- (1) 次のいずれかに該当する場合、当社は買取契約を解除し、買取契約を終了させることがあります。
 - (ア) お客様が本約款に違反、または当社に虚偽の申込みを行った場合
 - (イ) 上記の他、当社が不適切と判断する行為をお客様が行った場合
 - (ウ) 政策動向、エネルギー市場環境、電力調達および需要の状況等に重要な変化が生じ、やむを得ず、買取契約を解除させていただくと当社が判断した場合
- (2) 契約の解除は、本項(1)(ア)～(イ)については当該事項が判明した時点で速やかに行いま

す。(ウ)については、書面で1か月前までに通知いたします。

14. 手続きへの協力

お客さまは、11. 買取りの停止～13. 契約の解除に係る手続きが必要な場合、その書面作成等の手続きに協力していただきます。万が一、必要なお協力をいただけない場合、当社はお客さまの同意なく、手続きを実施することができるものとします。

15. 契約終了の買電額の精算

- (1) 当社は買取契約の契約終了日までの買電額を、8. 買電額のお受け取り(1)に定める方法で精算いたします。
- (2) お客さまが、13. 契約の解除(1)(ア)～(イ)に定める理由に該当して契約が終了した場合、その理由が発生した日以降の買電単価を0円/kWhとして取り扱うことがあります。

16. 工事費等の負担

当社が、一般送配電事業者から、託送約款等にもとづき、電力受給に係る工事費負担金、費用の実費または実費相当額等の請求を受けた場合、当社は、請求を受けた金額相当額をお客さまにご負担いただきます。

17. 譲渡等

お客さまは、買取契約により生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、またはその権利を担保に供してはならないものとします。

18. 約款の変更

- (1) 当社は、託送約款等が改定された場合、法令の改正により本約款の変更の必要が生じた場合、政策動向、エネルギー市場環境、電力調達および需要の状況等の重要な変化があった場合、本約款を変更することがあります。
- (2) 当社は、消費税率その他の租税公課が改定された場合、本約款を変更することがあります。
- (3) 当社は、本約款を変更する場合、あらかじめ変更後の約款を当社のホームページに掲載する方法またはその他当社が適当と判断した方法により公表いたします。
- (4) 本約款が変更された場合、契約期間満了前であっても、買取契約の条件は変更後の本約款によります。

19. 当社の免責事項

次のいずれかに該当する場合、当社はお客さまの受けた損害について賠償の責任を負いません。

- (1) 天候、天災、伝染病、戦争、暴動、労働争議等の不可抗力によって損害を受けた場合
- (2) 発電設備等の故障、劣化、誤作動等により買電量が減少した場合
- (3) 本約款の4. 申込み(4)の定めに基づき、申し込みの受付または契約手続きを停止した場合
- (4) 本約款の11. 買取りの停止(1)の定めに基づき、買取りを停止した場合
- (5) 本約款の13. 契約の解除(1)の定めに基づき、契約を解除した場合
- (6) 当社の責とされない理由で検針値の提供が行われず買電額の算定ができない場合
- (7) 申込時の誤記入、振込先口座の変更等により、買電額の振込ができなかった場合
- (8) お客さまが本約款を遵守しないことにより法的責任や損害が生じた場合
- (9) その他、当社の責でない理由により、法的責任や損害が生じた場合

20. 反社会的勢力の排除

- (1) お客さまは、買取契約の成立時および将来にわたって、自己または自己の役員、経営・事業に実質的に影響力を有する株主、重要な地位の使用人もしくはこれらに準ずる顧問等が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋またはこれらに準ずる者(以下総称して「反社会的勢力」といいます。)ではないこと、および、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係(法令により取引が義務付けられているものを除きます。)を有していないことを表明し

ていただきます。

- (2) お客さまは、自らまたは第三者を利用して、次のいずれかに該当する行為を行わないことを表明していただきます。

(ア) 暴力的な要求行為

(イ) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(ウ) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

(エ) 風説を流布し、偽計を用い、または威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為

(オ) その他前各号に準ずる行為

- (3) 当社は、お客さまが本項（1）または（2）に違反した場合、お客さまに対する何らの催告および自己の債務の提供を要しないで、ただちに契約を解約することができるものとし、お客さまは、当該解約を理由として、解約により被った損害につき、損害賠償その他名目の如何を問わず何らの請求もできないものとしたします。

21. 管轄裁判所

お客さまとの一切の紛争については東京地方裁判所をもって第1審の専属的合意管轄裁判所とします。

22. その他雑則

本約款に定めのない事項、または本約款によりがたい事項は、その都度お客さまと当社との協議により定めます。